

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 7 月 13 日

月 曜 日

第 3933 号

目 次

告 示

- 富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定及び指定の取消し 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 2
- 道路の区域変更 3
- 道路の供用開始

訓 令

- 富山県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 4

議会訓令

- 富山県議会事務局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

人事委員会訓令

- 富山県人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 5

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 6

告 示

富山県告示第320号

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定及び指定の取消しについて

富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）第4条第2項の規定により次のとおり富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所を指定し、併せて次の売りさばき人及び売りさばき所の指定を取り消したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 7 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

- (1) 指定年月日 平成27年 7 月 6 日
- (2) 売りさばき人 高岡市太田1405番地
杉林 政孝
- (3) 売りさばき所 高岡市太田1223番地
- 2 指定を取り消したのもの

- (1) 指定年月日 平成27年 7 月 6 日
- (2) 売りさばき人 高岡市太田1405番地
杉林 政一
- (3) 売りさばき所 高岡市太田1223番地

富山県告示第321号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成27年 7 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
富山県厚生農業協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町5番10号	育成医療、更生医療	口腔に関する医療	平成27年 7 月 1 日
あすか調剤薬局	魚津市火の宮町2-19	育成医療、更生医療	調剤	平成27年 7 月 1 日
鈴木薬局	氷見市堀田 465-1	育成医療、更生医療	調剤	平成27年 7 月 1 日
薬局マツモトキヨシ氷見くらかわ店	氷見市鞍川1096番	育成医療、更生医療	調剤	平成27年 7 月 1 日

富山県告示第322号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月13日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年7月13日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山魚津線	富山市日方江字堀田 366番 3地先から 富山市浜黒崎字大正3216番 2地先まで	変更前	A	最大 11.0 最小 7.7	165.5	富山土木 センター
			B	最大 31.8 最小 10.0	186.0	
		変更後	A	最大 11.0 最小 9.1	165.5	

富山県告示第323号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月13日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年7月13日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
----------------	-----	---------	------

県道 富山魚津線	富山市日方江字堀田 366番3地先から 富山市浜黒崎字大正3216番2地先まで	平成27年7月13日	富山土木 センター
-------------	--	------------	--------------

~~~~~  
**訓 令**  
 ~~~~~

富山県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年7月13日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第14号

本 庁
出先機関

富山県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
富山県職員の勤務時間に関する規程（昭和27年富山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

- 第2条に次の1項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある場合の職員の勤務時間は、別に定める。
- 第3条中「前条」を「前条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(人 事 課)

富山県議会事務局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年7月13日

富山県議会議長 横 山 栄

富山県議会訓令第 2 号

議会事務局

富山県議会事務局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

富山県議会事務局職員の勤務時間に関する規程（昭和38年富山県議会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある場合の職員の勤務時間は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年 7 月 13 日から施行する。

(議・総務課)

富山県人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年 7 月 13 日

富山県人事委員会

委員 長 大 坪 健

富山県人事委員会訓令第21号

事務局

富山県人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

富山県人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規程（昭和38年富山県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある場合の職員の勤務時間は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(人委・職員課)

~~~~~  
公 告  
~~~~~**特定非営利活動法人の定款変更認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成27年7月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人富山県在宅生活支援センター

3 代表者の氏名

佐々木 馨

4 主たる事務所の所在地

富山県砺波市深江1丁目290番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者(児)、病弱者に対して、福祉事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。